

質問回答一覧

	質問内容	回答
1	桜川屋上公園の女性センター側に保育室とあるが、日ごろから利用されているのでしょうか。	女性センターで開催する講座等の託児や、一般や団体活動における研修室等のご利用時にお使いいただいております。
2	園内に店舗等の建築が不可の場所がありますでしょうか。	建築不可の場所はありませんが、説明会時配布資料（参考資料-1P2）で提示した配水埋設範囲に建築する際は、東京都下水道局との協議が必要になる可能性があります。
3	建物を北側に作る場合、日照権等で周辺の地権者・居住者に影響が出る可能性があります。そういった協議は必要になるのでしょうか。	日照権等の影響に伴う周辺地権者及び居住者への協議は必要です。本事業は、行政・事業者・区民との円滑な情報共有が重要と考えております。現在、本区において町会等の関係者へ個別の協議を実施しておりますが、事業者選定後には事業者様も含めて事業実施に向けた説明・意見交換の場を設けることを想定しております。
4	公園使用料を提示されておりますが、こちらは建物面積（収益対象となる公募対象公園施設）のみにかかると考えてよいのでしょうか。	公園使用料は建築面積（公募対象公園施設）及び収益事業に係る占有面積を対象とします。
5	登記上の公園面積と資料に提示されている公園面積に差があるようですがこちらは理由がありますでしょうか。	資料上の公園面積は中央区立女性センターブーケ 21 前の敷地も含めておりますが、事業対象範囲から除いたため、登記上の面積と差異がございます。（200 m ² 程度）